

# 事業進捗に伴う記載変更

---

※R3.3.3淀川水系流域委員会における委員からのご指摘・ご意見に対する補足説明資料

# 事業進捗に伴う記載変更

- ① 施策を中止した項目  
→事例①
  
- ② 施策の一部整備が完了した項目（引き続き残箇所の整備が必要）  
→事例②
  
- ③ 施策のうち記載されている整備は全て完了したが、施策は継続する項目  
（新たな箇所や保全が必要）  
→事例③
  
- ④ 施策が完了した項目  
→該当なし

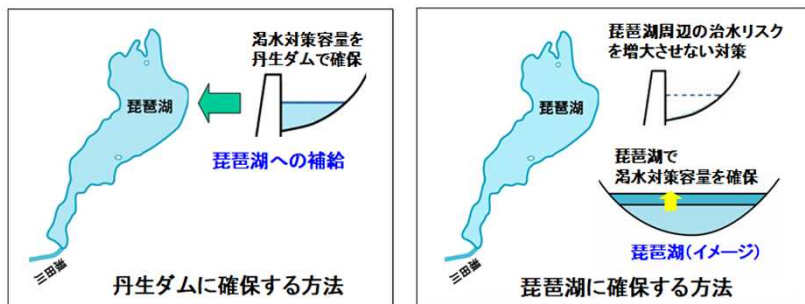
# 事例①

## 現行計画

### (2) 渇水対策容量の確保

計画規模を上回る異常渇水に対して、社会経済活動への影響をできる限り小さくするため、渇水対策容量の確保が必要である。

丹生ダム建設事業において渇水対策容量を確保することとしているが、ダムで容量を確保する方法と琵琶湖で確保する方法があることから、最適案について総合的に評価して確定するために調査・検討を行う。(図 4.4.3-1)



## 変更原案

### (2) 異常渇水時の緊急水の補給

異常渇水に備えるため、中長期的な利水の動向を勘案しながら、淀川水系の水利用が近畿圏の産業と経済を安定的に支えることができるように、必要な措置を検討する。

丹生ダム建設中止に伴い、「(2) 渇水対策容量の確保」を削除。

その事後措置として「(2) 異常渇水時の緊急水の補給」について記載。」

## 事例②

### 現行計画

#### 3) 宇治川

山科川合流点より上流の宇治川においては、天ヶ瀬ダムを効果的に運用し宇治川及び淀川本川において洪水を安全に流下させるとともに、琵琶湖に貯留された洪水の速やかな放流を実現するため、1,500m<sup>3</sup>/s の流下能力を目標に、塔の島地区における河道整備及び天ヶ瀬ダム再開発事業による天ヶ瀬ダムの放流能力の増強を行う。

これにより、宇治川においては、戦後最大の洪水である昭和28年台風13号洪水を安全に流下させることが可能となるとともに、淀川水系全体の治水安全度の向上に効果のある大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発と合わせ、その結果、降雨確率で概ね1/150の洪水に対応できることとなる(図4.3.2-17~20、写真4.3.2-6)。なお、塔の島地区については、優れた景観が形成されていることに鑑み、学識経験者の助言を得て景観、自然環境の保全や親水性の確保などの観点を重視した整備を実施する。



写真 4.3.2-6 宇治川塔の島

### 変更原案

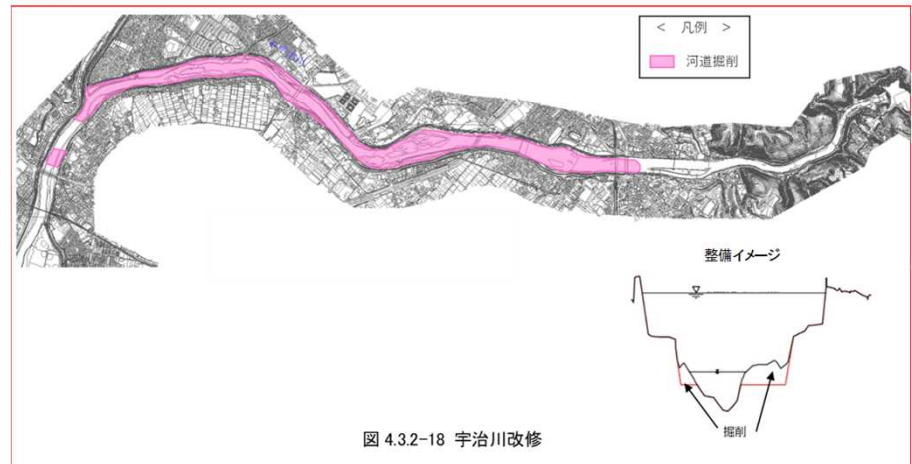
#### 3) 宇治川

山科川合流点より上流の宇治川においては、天ヶ瀬ダムを効果的に運用し宇治川及び淀川本川において洪水を安全に流下させるとともに、琵琶湖に貯留された洪水の速やかな放流を実現するため、天ヶ瀬ダム再開発事業による天ヶ瀬ダムの放流能力の増強を行うとともに大戸川ダムの整備を行う。

また、戦後最大の洪水である平成25年台風18号洪水を安全に流下させるための河道掘削を実施する。堤防整備にあたっては、掘削土も活用する。

これにより、宇治川においては、目標洪水を安全に流下させることが可能となるとともに、淀川水系全体の治水安全度の向上に効果のある大戸川ダム、天ヶ瀬ダム再開発と合わせ、その結果、降雨確率で概ね1/150の洪水に対応できることとなる。(図4.3.2-18~21)

また、全川的に軟弱な粘性土層が露出しており、露出箇所においては河床低下や河岸侵食が進行していることから、モニタリングを継続するとともに、必要な対策を検討して実施する。



宇治川の河川改修は継続であるが、塔の島地区の河道掘削が完了したことにより、削除。

引き続き、河道掘削を実施。

# 事例③

## 現行計画

1) 生息・生育・繁殖環境の保全・再生を実施する。

### ①イタセンパラ(ワンド増設計画)

イタセンパラを淀川中下流域の環境再生の代表的な目標種とし、淀川下流においては、平成20年3月時点で51個あるワンドを概ね10年間で90個以上とするワンド増設計画等により、生息環境の大幅な改善を図る。淀川下流域の城北地区に加え、楠葉地区、木津川下流地区などの中流域においてもワンド・たまりの保全・再生を進める。なお、実施にあたっては、関係自治体及び専門家等により構成される「城北わんどイタセンパラ協議会」、「近畿地方イタセンパラ保護増殖事業連絡会議」等関係機関と連携を図る。

## 変更原案

1) 生息・生育・繁殖環境の保全・再生を実施する。

### ①イタセンパラ

イタセンパラを淀川中下流域の環境再生の代表的な目標種とし、淀川下流においては、**既設ワンドの保全を図りつつ新設ワンドを整備しており、引き続きこうした生息環境の大幅な改善を図る。**淀川下流域の城北地区に加え、楠葉地区、木津川下流地区などの中流域においてもワンド・たまりの保全・再生を進める。なお、実施にあたっては、関係自治体及び専門家等により構成される「城北わんどイタセンパラ協議会」等関係機関と**連携のもと、イタセンパラの密漁を防止するパトロールや、外来種駆除を実施する。**(写真 4.2.2-3)



写真 4.2.2-3 イタセンパラ協議会による密漁防止巡視



ワンド増設計画による整備が完了したため削除。

既設ワンドの保全、新たなワンド整備を実施する。